

会議の名称	懲罰特別委員会	開催月日・令和4年9月22日 開会時間・午前・午後11時35分 閉会時間・午前・午後0時10分
出席者	原 一郎 藤川 貴雄 南谷 清司 毛利 廣次 川柳 雅裕 野口 佳宏 花村 隆 近藤 伸二	
欠席者		
オブザーバー	議長 南谷 佳寛 副議長 後藤 國弘	
傍聴者	堀 隆和 山田 紘治 糟谷 玲子	
説明のために出席した者	堀議会事務局長 藤井議会総務課長 大下議会総務課課長補佐 中村同課主任	
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 栗津明君に対する懲罰について ○ その他 	

【開会＝午前 11 時 35 分】

原委員長

ただいまから懲罰特別委員会を開会いたします。本日の委員会に傍聴の申し出があれば委員長においてこれを許可いたしたいと思っております。また、会議録についても、他の委員会と同様に公開いたしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

初めに、本日の審議事項は、栗津明さんに対する懲罰についてであります。議事の運営について、局長説明願ひます。

議会事務局長

それでは、本日の議事運営について説明いたします。本委員会の議事運営については、まず、再度となりますが、提案の説明を求めることを、再度諮っていただき、可決されましたら提出者から懲罰動議の説明を受け、質疑を行っていただきます。次に、対象の議員に懲罰事犯として懲罰を科すかどうか、また、懲罰を科すことを決定された場合、地方自治法第135条に定めるいずれの懲罰を科すべきかについて各委員からご意見を出していただきますが、懲罰を科すかどうかと、どの懲罰を科すべきかについては、関連することが多いので、併せてご意見を伺い、討論、採決を行っていただきます。採決につきましては、まず、懲罰を科すかどうかについて諮り、懲罰を科すことに決定されれば、引き続き懲罰の種類について諮っていただくこととなります。懲罰の種類について、意見が複数出た場合は、懲罰の軽いとされるものから順に採決を行うこととなりますが、いずれの懲罰を科すかを決定するには過半数の議決が必要となります。以上のような運営を行っていただきたいと考えております。次に、懲罰の種類について説明いたします。初めに戒告とは、公開の議場において懲罰事犯者である者に対し、議長が戒告文を朗読することを言います。なお、文案は会議規則第161条に基づき、懲罰特別委員会で作成し、本会議で決定したものを朗読することとなります。次に、陳謝とは、公開の議場において懲罰事犯者がその事犯について陳謝文を朗読することを言います。なお、文案は戒告文と同様に懲罰特別委員会で作成し、本会議で決定したものを当該議員に朗読してもらうこととなります。3つ目が出席停止となりますが、出席停止とは、議会の会期中、一定期間議会の会議、委員会への出席を停止する処分のことを言います。なお、会議規則第162条により、出席停止は5日を超えることができませんのでよろしくお願いいたします。最後の懲罰といたしましては、除名というものがあありますが、除名とは当該議員の身分を剥奪することを言います。除名は懲罰の中で最も重いものであるため、戒告、

	<p>陳謝、出席停止に対し、本会議において議員の3分の2以上が出席し、その4分の3以上の者の同意が必要になる特別多数議決ということになっております。最後になります。懲罰は重度の秩序違反行為を対象としております。議員に対する制裁を行うものではないことをあらかじめご留意いただきたいと思っております。以上でございます。</p>
<p>原委員長</p>	<p>局長から説明のあった通り進めてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>原委員長</p>	<p>ではそのように取り計らうことにいたします。</p> <p>続いて、提案者からの説明は先の本会議で行われておりますが、委員会においても説明を求めますか。</p> <p>(「はい。」と呼ぶものあり)</p>
<p>原委員長</p>	<p>では、提案者からの説明をお願いいたします。</p>
<p>野口委員</p>	<p>先般開催されました本会議場で懲罰動議の提案理由をお示しさせていただいたものが全てであります。栗津議員の発言、2つお示しをいたしました、疑問があるところです。コロナ療養施設開設にあたっての全員協議会で、市長の発言が議事録から削除されているという発言がありました。この発言について、議会の事務を統括するのは議長であります。当時の議長に事実確認等をされ、根拠ある発言なのか、私はこの発言について疑問を抱いております。もう一点、議員が療養施設に視察した経緯を、CBCテレビに誰がリークしたのかといった発言もございました。誰かがテレビ局にリークした前提でご発言をされておりますが、何をもってそう断言できるのか、こちらの方も事実根拠が示されておられません。この2つの発言、そして、議長から再三の注意を受けたにもかかわらず、議場において不規則な発言を繰り返しているというところがございますけれども、こちらもちょうど議長の職務権限として、議事を整理する権限、いわゆる議事の主導権が議長にはございます。こういった権限を議長が行使しても発言を止めなかったというところは懲罰の理由に当たるのではないかとということで、懲罰動議を提出した次第であります。以上でございます。</p>
<p>原委員長</p>	<p>では、提案説明に対する質疑がありましたらご発言願います。</p>

近藤委員	<p>まず先ほどの件でお尋ねしますけれども、2点について虚偽の発言と言わざるを得ないということですが、これ栗津議員がこれ発言した内容ですけれども、CBCに誰かがリークしたということ発言したんですけれども、例えばこの話でもそうですけれども、虚偽と断定できるには、例えばCBCに確認して、マスコミはそんなこと一切言わないと思いますが、そういう相手方に確認してということはできませんので、こういった虚偽発言というのは、根拠がないんですね、結局そちらの言い分は、その点、誰がリークしたとか、そういうことを氏名も言っていませんし、個人の思いで発言されたことに対して、一方的に虚偽発言ということは、いささか問題があるんじゃないかということをお私に考えます。以上です。</p>
野口委員	<p>虚偽かどうかは、この委員会でお話しされればいいと思っています。もう一度申し上げます。この2つの発言について、事実根拠が示されていない、栗津議員の発言について、その事実的根拠を示さ示していただければ結構でございます。あの発言について事実的根拠が示されなかったからということでございます。虚偽とかそういうものではありません。</p>
近藤委員	<p>再度言いますけれど、この文章がですね、事実根拠のない虚偽発言と言わざるを得ないと書いてありますが、虚偽ということですね、事実関係をきちっと確認されたのか再度お聞きします。</p>
野口委員	<p>そもそも発言について、これ栗津議員呼んでいただければいいと思います。根拠を示していただければ。</p>
近藤委員	<p>違う、おたくらが虚偽と言っているのです、虚偽ということはどうやって確認したかということ聞いているんやがね、話をすり替えたらかかん。文書に書いてある、虚偽と、どこで確認したかということ、自分で勝手に判断したんですかそれなら。</p>
野口委員	<p>議事録が削除できるんですか。</p>
近藤委員	<p>そんなこと聞いとらへん、どこで確認したのそれなら。</p>
野口委員	<p>根拠を示していただければいいんですよ。</p>
近藤委員	<p>だからどこで確認したのおたくら、どこで確認したの、C B</p>

	<p>Cにリークしたということ、どこで確認したの、勝手な思いなの。</p>
野口委員	<p>事実根拠が示されていないのに。</p>
近藤委員	<p>どこで確認したかって聞いている、事実確認を。</p>
原委員長	<p>提出動議に関わる事実の有無、審議については、本委員会が審査、認定するものではありません。議員の言動が秩序を乱したかどうか、議会の品位を落としたかどうか、各委員において、懲罰すべきかどうかについてご判断をお願いします。</p>
近藤委員	<p>今の質問に対して明快な答弁ができていませんので、この文章が間違っているということを確認してみえますので、この懲罰に関しては審議が難しいと思います。以上です。</p>
藤川委員	<p>提案者である野口議員にお尋ねをいたします。今提案理由を述べていただきましたが、今の質問にもありましたように、その事実確認はどうなのかというところがありますが、本来であれば、C B Cテレビに誰がリークしたのかという発言が問題になっておって、それを一般質問で発言をするということは、その根拠は議会において発言者が示すべきところであり、そこがはっきりしないというのは当然発言者が示すべき、立証責任は発言者にあるところであり、提案理由の中にこのような発言があったかどうかということがありますが、それが虚偽ではないか、あるいはそうじゃないのかということで、懲罰理由とされていますが、その確認の方法はC B Cテレビに確認するという方法もあるかもしれませんが、これは市側がリークしたというような発言でありますので、市側に確認するようなこともできると思います。過去の質問の中でも行政はそのような発言に触れていたのではないかと思います、そのあたりの議事録の確認はされていますでしょうか。</p>
野口委員	<p>議事録の確認も含めて事務局と協議をして、懲罰動議の文言を書かせていただきましたので。</p>
藤川委員	<p>確認しているということですね。</p>
野口委員	<p>はい。</p>
川柳委員	<p>まず1点目、このC B Cとかなんとか報道機関の名前が出て</p>

原委員長	<p>ますけど、リークという言葉が使われていますけど、報道機関に情報を提供するという事は良いことでも悪いこと何でもないんですよ、当たり前のことなので、これが問題になることがそもそもわからないです、私は。だから、誰かが報道機関に自分の思ったことを伝えて、その報道機関が取り上げるかどうかを決めることであって、これははっきり言って、ここで何かいろいろ言われていますけど、関係のない話で、こんなことこの委員会で話をする事じゃないと思います。</p>
川柳委員	<p>ちょっと話がちょっと平行線になりますので。</p> <p>ここは私達、国政調査権とか何とか、そんなような難しい委員会じゃないので、僕らは調べられないんですよ、調査もできないし、尋問もできないし、それに対する虚偽の発言したときの懲罰をいうか、罰も与えられないし、参考人を呼ぶこともできないし、この委員会はそういう深いところまで調べられる委員会じゃないので、そもそもこうやって今ここに居るのは時間の無駄で、僕は必要ないと思います、この論議。</p>
原委員長	<p>ちょっともう一度、再度、お伝えさせていただきます。今回につきましては、議員の言動が秩序を乱したかどうか、議会の品位を落としたかどうか各委員において、懲罰すべきかどうかということについて判断ということですので、今の調査に関しましては、ここの委員会で確認する、審査、認定するところではありませんのでご理解をお願いします。</p>
近藤委員	<p>委員長言っておられますけれども、現にこの懲罰の動議文書の中にですね、議員が視察した経緯をC B Cに誰がリークしたかと、これは虚偽発言と言わざるを得ないとはっきり書いてありますよこれ、こういう扱いはどうなるんですかこれ、この文章の、表向きだけ議論したってこれ書いてありますよ、こうやって、事実確認をしない文章を書いてありますよこれ。</p>
野口委員	<p>何度も申し上げますけど、藤川委員がお話をされましたけど、事実的根拠を示されていない発言をされているんですよ。示されていないということは虚偽の発言と言わざるを得ないということです。以上です。</p>
近藤委員	<p>だから何べんも言ってますけど、野口議員が明らかにこういうことは虚偽発言だと言ってますよねこれ、今この文章を読んでいると、明らかに、言わざるを得ないということは、だからあ</p>

南谷清司委員	<p>なたはどこでこの文章の裏を取ったのかということです。はっきり言ってもれえばいいですよ。</p> <p>質疑応答、意見交換になっていますが。</p>
原委員長	<p>ちょっとだんだんずれてきていますので、一人一人の意見を聞いていきたいと思えます。それではまず、栗津明さんに対し、懲罰事犯として懲罰を科すべきかどうか、また、懲罰を科すすれば、地方自治法第135条に定めるいずれの懲罰を科すべきかを今からお1人お1人発言していただきたいと思えます。南谷委員からお願いします。</p>
南谷清司委員	<p>私は発議者ですので、当然この発議の通りですのでわざわざ意見は必要ないんですが、懲罰委員会として、これ議会ですので、市民から負託を受けている議員についての議論をしていますので、市民に説明責任が当然あります。ですから、市民が判断できるだけの議論はやはり最低限しないと、はい多数決、で終わっちゃうとちょっとまずいんじゃないかなというふうに思えます。また、そうするためにはですね、やはり該当の議員の弁明の機会の付与が、私は絶対的に必要だと思っています。今これ事実があるかないかとか、そういう議論が、議論というか質問あったわけなんですけれど、議員ご本人がですね、どうお考えなのか、議員しかまだご存知ない事情があるかもしれませんし、私達は議場だけの発言を聞いて誤解をしている可能性もありますので、議員からこの懲罰動議が出たこの関係についてですね、やっぱ弁明の機会を付与するということが社会的にも当然行われるべきことですので、3連休ありますので、弁明書なり、意見書なり、何でも結構ですけれど、そういったものを作っていたらですね、この懲罰委員会に提出していただくと、それを見て、判断するということが必要ではないかなと思えます。これが1つ、もう1つですけれど、先ほどここに書いてある第1段落目のことで、発言が2つありまして、1つ目の方の発言は何も質問がないから、これはいいんだろうと思えますけど、2つ目の発言についていろいろご意見の交換がありましたけれど、書いてあるのは、虚偽の発言と言わざるを得ませんという表現になっておりますので、虚偽の発言でありますという表現と虚偽の発言と言わざるを得ませんという表現は、ニュアンスがだいぶ異なりますので、その点にご留意いただいた方がいいのではないかなと思えます。以上です。</p>
原委員長	<p>今、南谷委員は懲罰はする必要で、4つの懲罰の中のことに</p>

南谷清司委員	<p>については特に。</p> <p>そのことについて弁明の機会を付与して、その弁明を聞かないと私は判断できないし、判断すべきではないと思っています。</p>
議会事務局長	<p>弁明の機会も当然付与されるケースもあるんですが、通常は本人からの申し出によって弁明の付与というのは議会の議決で付与しますというような形になります。また、弁明を聞いて、その懲罰の種類が変わるということは、理由があれば、議場を乱してもいいという、逆の意味になってきますのでその辺ご留意願いたいと思います。</p>
南谷清司委員	<p>理解しましたが、私の意見は変わりません。</p>
川柳委員	<p>私も南谷清司委員と似ているかもしれませんが、まず懲罰をするかしないかという以前の問題であって、ただ一方的にこういう発議が出されて、それを審議するだけで決めることはできませんから、ただ発議をされた方、その相手方の議員がどう考えているかを、そこで両者の意見を聞いて、それじゃないと私はジャッジできないので、懲罰を与えるか与えないかという以前の段階だというふうに思っています。ですから、今私は意見を述べられません。以上です。</p>
原委員長	<p>懲罰どうかというのも聞かないとわからないということですか。</p>
川柳委員	<p>両者の言い分。</p>
原委員長	<p>わかりました。</p>
藤川委員	<p>まず懲罰に値するかしないか、必要かどうかにつきましては、一連の発言、行動を見ますと懲罰に値すると、提案理由の通り議会の品位を貶めることには変わりはないということで、何らかの懲罰が必要であると考えます。ただ、その種類、戒告、陳謝、出席停止、除名とあるようですが、この種類を判断するに至って、例えば事実関係の確認ですか、先ほどお話にあったような、これはもちろん本人の希望があればの話ですが、弁明の機会というのは必要ではないかと、その上でどのような種類としていくかということところは判断し、またそれを説明する必要があるのではないかとというふうに考えます。</p>

近藤委員	<p>先ほど提案者の野口委員に質問といたしますか、私の考えを話したら全く正確な回答がありませんでしたので、裏の確認もせずですね、虚偽発言と言わざるを得ないという文章が提案されたことはいかなるものかと思えます。それで、まず懲罰動議を受けた方の言い分を十分聞いて、機会を作っていただければ作っていただいて、それから公平公正に判断して決めていただきたいと思います。そして、今回の栗津議員につきましては、発言内容については、いろいろ発言されて、そのときに南谷議長から議場から退場ということで、1回そういう処分は受けていますので、その他におそらく話の内容で今回来てると思っていますので、その話の内容がですね、この2点、コロナ療養施設の会議録の削除と、それから、CBCにリークしたとかということは、私も議事録読んでみないと正確にはわかりませんが、誰がそういうことをしたかということは一切言っていないので、彼がそういう思いで喋ったことについて、全く裏付けのない内容の文書ですね、虚偽の発言と言わざるを得ないとこの動議ではなっていますけれども、そういったやりとりがですね、言った、言わんとか、それから勝手な思いで虚偽だということでやられていますので、やはりこれはもう一度、ご本人に話を聞いて、それから公平な立場で判断した方がいいと思えます。以上です。</p>
毛利委員	<p>やはり私も弁明をいっぺん聞いてみてから判断をしたいと考えております。</p>
原委員長	<p>懲罰についても。</p>
毛利委員	<p>やはり弁明を聞かんと平等にはやれんもんで、議事の進行を邪魔というか、これはそれには書いてない意見やもんであれやけど、やはり弁明の何かもあると思えますので、それを聞いてから判断をしたいということを思います。</p>
野口委員	<p>提出者代表なので、懲罰はしていただきたいと思えます。それと、皆さんお話をされました通り、弁明の機会はずっともお聞きしたいと。あと、くどいようですが、南谷清司委員がお話をされましたけれども、虚偽発言だと言いつつ切ってるわけではありません。言わざるを得ないと言っています。あと、冒頭川柳委員がお話をされましたけれども、CBCに誰がリークしたのかということ。マスコミに対して情報提供することは私は全然問題ないと思っています。しかし、なぜそんなことを</p>

花村委員	<p>わざわざ一般質問でお話をされたのかということも含めてですね、栗津議員にお話をお聞きしたいと思っています。あと、議事進行の件も含めてお話をお聞きしたいと思っています。</p>
川柳委員長	<p>コロナ療養施設開設にあたっての文言と、CBCテレビの件、これが虚偽であるかどうか私共が判断することができないということ、そして、13日には議長の退去の命令に対して退去されたというふうに合意いることをもって懲罰を科すべきではないというふうに考えるものであります。</p>
原委員長	<p>委員長の考えとしては、あと何回、何日、いつまでにとか、そういう工程はお考えなのでしょうか。</p>
南谷清司委員	<p>本会議に、委員会の報告をいたしまして、本会議最終日に全議員のあの採決を取って、そこで結論となります。なので、金曜日明日は祝日ですので、月曜日、火曜日2日しかありません。</p>
議会事務局長	<p>委員長の運営は尊重したいと思えますし、そうなると、皆さんにとって幸せなことになるのかなとは思いますが、ただ、閉会中審議も十分可能ですので、まず先ほど申しましたように市民の理解が得られるような審議をきちんとするということがスケジュール感よりは優先されるべきだと、そのように思いますので、もちろん委員長の方針を尊重させていただきます。</p>
藤川委員	<p>ただいま閉会中の審議というお話がございましたが、懲罰特別委員会もそうなんです、基本的にその事犯が発生して、発生が例えば最終日であるとか特別の事情がある場合は会期延長であるとか、閉会中継続審査というのは可能なんです、既にその事犯が発生してからだいぶ経っていますので、もちろん発生して以降、当然こういったものを作って、懲罰の判断をして最終日までという、要は会期中でないと懲罰はかけられませんので、あまり例がないことになるかと思えますので、お願いします。</p>
	<p>最終日にはというような話でありましたので、時間がない中ではありますが、冒頭で南谷清司委員おっしゃられた、3連休があるのでその間に説明書なり弁明書なりを書類で提出したく、作っていただくということはできるんじゃないかと思えます。あくまでも私は懲罰に値するという立場でありまして、ただ種類をどう判断するか、あるいはどう説明するか、そう判断</p>

	<p>した説明には当然本人の話も聞いた上での、本人が提出をしないということであれば、それはまた本人の意思によるものなので、それはそうなりますが、何らかの説明を提出していただくというのは必要ですし、またどう考えているかという判断材料になりますので、もしこれまでに何かしらの反省文なり、何か今回の栗津議員の行為に対して関連する文書、書類等がありましたら、本委員会での提出を求めたいと思います。これは事務局にお願いしておきます。</p>
近藤委員	<p>先ほども他の議員さんが言われて、弁明の機会聞いて、それで公平に行こうかという、おそらくこれ多数じゃないですか。それでぜひそういう形で文書よりもご本人がきちっと弁明された方がいいと思いますので、そういった形をお願いします。</p>
原委員長	<p>今現在は皆さんの思いとして、本人を呼ぶということなんですけど、本人の申し出が必要ということですので、本人から弁明をしたいという。</p> <p>すいません、採決を一つ取りたいと思います。懲罰事犯者の一身上の弁明を求める発言に対して、栗津明さんの説明を聞くことについて賛成の委員の挙手を願います。</p> <p>(賛成の委員挙手)</p>
原委員長	<p>挙手多数であります。よって、栗津明さんの説明を聞くことに決定しました。以後の審査は栗津明さんの説明の後に行うとし、9月26日午後1時30分に開会したいと思いますので、そのように取り計らってよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
原委員長	<p>議長何か。</p> <p>(特になし)</p>
原委員長	<p>一度委員会を終了します。</p> <p style="text-align: right;">【散会＝午後 0時10分】</p>